

令和2年9月定例会会議録

令和2年豊郷町議会9月定例会は、令和2年9月29日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	北 川 和 利
8 番	西 澤 博 一
9 番	鈴 木 勉 市
10 番	西 澤 清 正
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
総 務 課 長	山 田 裕 樹
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	岡 村 浩 孝

産業振興課長	山田篤史
上下水道課長	森本智宏
教育次長	馬場貞子
社会教育課長	中山圭史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長	神辺功
書記	久保川真由美

5、提案された議案は次のとおり

- |       |  |
|-------|--|
| 議第75号 | 豊郷町税条例の一部を改正する条例案<br>《総務産業建設常任委員会委員長報告》              |
| 議第78号 | 令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）<br>《予算決算常任委員会委員長報告》            |
| 議第79号 | 令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）<br>《文教民生常任委員会委員長報告》    |
| 議第80号 | 令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）<br>《文教民生常任委員会委員長報告》      |
| 議第81号 | 令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）<br>《文教民生常任委員会委員長報告》   |
| 議第82号 | 令和2年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）<br>《総務産業建設常任委員会委員長報告》        |
| 議第83号 | 令和2年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）<br>《総務産業建設常任委員会委員長報告》       |
| 議第84号 | 令和元年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について<br>《予算決算常任委員会委員長報告》         |
| 議第85号 | 令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について<br>《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第86号 | 令和元年度豊郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について<br>《総務産業建設常任委員会委員長報告》  |
| 議第87号 | 令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について                       |

- 議第 88 号 《文教民生常任委員会委員長報告》  
令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 議第 89 号 《文教民生常任委員会委員長報告》  
令和元年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算認定について  
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 請願第 2 号 豊郷町の全家庭、並びに教育施設などの安定ヨウ素剤の事前配布  
を求める請願
- 議第 90 号 豊郷町監査委員の任命につき同意を求めることについて  
(谷川則彦)
- 議第 91 号 令和 2 年度豊郷町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 意見書第 3 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に  
対し地方財源の確保を求める意見書案
- 委員会の閉会中の継続調査申し出について  
(議会運営委員会) (総務産業建設常任委員会)  
(文教民生常任委員会) (予算決算常任委員会)  
(議会広報常任委員会)

河合議長 これより9月定例会を再開いたします。

(午前8時48分)

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。なお、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力の程をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、前田広幸議員、6番、高橋直子議員を指名いたします。

日程第2、議第75号豊郷町税条例の一部を改正する条例案と議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

村岸総務産業建設常任委員会委員長。

村岸総務産業

建設常任委員長 議長。

河合議長 村岸議員。

村岸総務産業

建設常任委員長 おはようございます。それでは総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る9月7日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第75号豊郷町税条例の一部を改正する条例案について、去る9月15日、委員6名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第75号の審議では、質疑・討論ともに申出なく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第75号の討論を行います。討論はありませんか。  
議 員 なし。  
河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
議第75号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。  
議第75号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)  
河合議長 全員起立であります。よって、議第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議第78号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)から日程第8、議第83号令和2年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題といたします。

これについて、各委員会委員長より報告を求めます。

西澤博一予算決算常任委員会委員長。

西澤博一予算

決算常任委員長 議長。

河合議長 西澤議員。

西澤博一予算

決算常任委員長 それでは、議第78号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)の報告について行います。予算決算常任委員会の報告をいたします。

去る9月7日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第78号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)について、去る9月9日、11日に、委員12名出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議では、全体の課を通して、歳入では交付金、交付税、国・県補助金、負担金、付託金等の補正増減となった背景とその内容について、歳出では需用費、修繕費、委託費、備品購入費の内容等について審議されました。また、税務課では、固定資産税、町民税還付金を増額することについて、総務課においては、臨時財政対策債の今後の見通しはどうか、消防費の詳細について、住民生活課では、一般寄附金の内容について、保健福祉課では、放課後等デイサービス支援事業の利用状況等について、医療保険課では、保険者登録制度交付金の算定について、老人保健事業費での動画作成委託の詳細について、産業振興課では、新型コロナウイルス感染予防対策支援事業の助成金の対象要件について、観光費でのイベン

ト開催事業委託の内容と町内活性に向けた今後の取組について、地域整備課では、下水管陥没工事、愛知川沿岸負担金の内容について、上下水道課では繰出金について、人権政策課では、隣保館デイサービスの利用や学力補助事業の現状と対応について、公営住宅、改良住宅の修繕対応と今後の考え方について、教育委員会学校教育では、教育振興費の損失補填補償費の内容について、修学旅行の対応について、中学校施設整備の工事内容についてなど、社会教育では、江州音頭の復旧及び活動状況について、スポーツ公園の排水工事についてなど、質疑されました。

質疑終了後、討論の申出なく、採決の結果、全員賛成で可決することといたしました。

以上、決算常任委員会の報告といたします。以上です。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、北川文教民生常任委員会委員長。

北川文教民生  
常任委員長

議長。

河合議長

北川議員。

北川文教民生  
常任委員長

それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る9月7日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第79号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第80号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第81号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、去る9月17日、委員6名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第79号の審議では、補正を行う各取組の背景について、説明を求める質疑あり、質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

議第80号の審議では、歳出では、居宅介護住宅改修費、居宅介護予防サービス給付費、内容と件数について、介護給付費準備基金積立金の状況について、保険料還付金及び返還金の内容について質疑がありました。質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

議第81号の審議では、歳入において、保険料徴収の件数と取組状況について、保険料還付金の内容について質疑がありました。質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、村岸総務産業建設常任委員会委員長、報告を求めます。

村岸総務産業

建設常任委員長

議長。

河合議長

村岸議員。

村岸総務産業

建設常任委員長

総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る9月7日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第82号令和2年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）、議第83号令和2年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）について、去る9月15日、委員6名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第82号の審議では、歳出において、包括管理業務委託費の内容について、改良工事費の対象箇所と発注方法について、配水管布設替えの計画についてなどが質疑されました。質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

議第83号の審議では、歳入において、営業外収益が増額となった状況とその内訳について質疑されました。質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員

なし。

河合議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第78号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員

なし。

河合議長

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第78号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第78号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員

（起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第79号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第79号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第79号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第80号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第80号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第80号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第81号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第81号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第81号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第82号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。



河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。  
次に、議第 8 2 号令和 2 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 8 2 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第 8 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 8 3 号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第 8 3 号令和 2 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 8 3 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第 8 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9、議第 8 4 号令和元年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 1 4、議第 8 9 号令和元年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤博一予算決算常任委員会委員長、報告を求めます。

西澤博一予算

決算常任委員長 議長。

河合議長 西澤議員。

西澤博一予算

決算常任委員長 それでは、予算常任委員会の報告をいたします。

去る 9 月 7 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 8 4 号令和元年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について、去る 9 月 9 日と 1 1 日の 2 日間、委員 1 2 名出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議では、全体の課を通して、歳入では、税及び料の徴収と滞納者への対応について、使用料等の実績について、歳出では、時間外勤務の状況や嘱託職員の報

酬報償、臨時職員の賃金について、各委員会など活動内容について委託費、修繕料等の内訳について、負担金補助金の内容、補助団体の実績についてなどが質疑されました。

各課での審議において、主な質疑事項としましては、税務課では、不納欠損の内訳と対応経過について、固定資産税前納報奨金の実績状況について、総務課では、地方消費税交付金の現状と地方交付税の交付配分について、豊栄のさと貸付料に対する必要経費の状況の比較について、各基金の繰入金の推移と背景について、財政調整基金積立金の内容について、消防業務委託額変更の背景と消防団員の人数構成及び手当支給について、企画振興課では、総務費寄附金に対する現状と今後の見通しについて、各事業費の内容についてなど、住民生活課では、一般廃棄物処理業務許可の状況について、個人番号カード交付の状況について、廃棄物有価物の売却料収入について、コンビニ交付や国民年金免除申請事務等の実績について、保健福祉課では、老人ホーム措置費入所負担金について、担当課が課題と抱える事柄の表記方法について、医療保険課では、低所得者保険料軽減負担金について、保健衛生費補助金について、地域包括支援センターの活動実績について、産業振興課では、農地転用事務の進め方について、未整備農地の担い手の状況と転用の課題とその対策について、畜産での課題事案への対応状況について、いきがい協働センターの活動状況について、観光協会の活動に対する行政の今後のサポートの考え方についてなど、地域整備課では、河川費分担金の内訳について、不動産売払収入内訳について、未登記道路の対応状況について、社会資本総合整備事業に係る見通しと負担軽減について、交通安全施設整備の取組について、上下水道課では、繰出金の内容について、人権政策課では、公営住宅、改良住宅の居住状況等、使用料収入未済解消への対応について、町有地売払収入の内容について、住宅新築資金等支出金の資金開始について、持家や住宅建設資金の位置づけの確認について、職業安定に向けた取組の状況について、教育委員会では、学校教育において教育施設使用料、旧校舎使用貸付料の徴収の在り方について、学校における部品、物品発注の仕方について、学校図書館の取組と利用状況について、保育園の園児受入れの体制拡充について、社会教育費については、子ども読書活動計画の策定について、町史編纂に係る取組について、豊栄のさと駐車場の稼働についてなどが審議されました。

質疑終了後、討論の申出があり、採決の結果、賛成多数で認定することと決定しました。

以上、決算常任委員会報告とさせていただきます。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、北川文教民生常任委員会委員長、報告を求めます。

北川文教民生

常任委員長

議長。

河合議長

北川議員。

北川文教民生

常任委員長

それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る9月7日、本会議におきまして、当委員会に付託されました、議第85号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第87号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第88号令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、去る9月17日、委員6名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第85号の審議では、歳入では、保険税徴収に向けて取組状況と滞納解消に向けた見通しについて、歳出では、システム開発委託料が前年度で増額になった背景について、運営協議会費の内訳と活動内容について、療養給付金と高額医療の内容について、出産育児一時金の受給状況について、人間ドック、脳ドックの実績件数と推移について、特定健康診査等事業費の出向事業について、償還金の内訳についてなど質疑がありました。質疑終了後、賛成討論の申出があり、採決の結果、全員賛成で認定することに決しました。

議第87号の審議では、歳入において、介護保険料未納者に対する相談や分納等対応の状況について、訪問通所の実績について、保険者機能強化推進交付金の裁定実績について、低所得者の保険料軽減の仕組み、確認と実績について、歳出では、各運営協議会や認定審査会等の活動状況と協議内容について、時間外手当が減少した理由について、各介護サービス事業等の実績と併せて前年度比較と相違と総論、背景について、第8期計画に向けて考え方についてなどの質疑がありました。質疑終了後、反対討論の申出があり、採決の結果、賛成多数で認定することと決しました。

議第88号の審査では、歳入について、収入未済の回収に向けた取組状況について、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の仕組みについてなど質疑がありました。質疑終了後、反対討論の申出があり、採決の結果、賛成多数で認定することと決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、村岸総務産業建設常任委員会委員長、報告を求めます。

村岸総務産業

建設常任委員長 議長。

河合議長 村岸委員長。

村岸総務産業

建設常任委員長 総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る9月7日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第86号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第89号令和元年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを、去る9月15日、委員6名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第86号の審議では、歳入で過年度下水道負担金の収入未済について、下水道使用料滞納者への対応とその成果について、起債償還について、下水道事業債の利率について、歳出では、町としての事業展開の考え方について、不明水の状況についてなどが質疑されました。質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で認定することと決しました。

議第89号の審議では、収益的収入で、安全対策事業補助金の実績等について、支出では、減価償却費の対象物とその状況について、過年度漏水還付の内訳について、資本的支出では、企業債償還に伴い、今後の見通しについてなどが質疑されました。質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で認定することと決しました。

以上で、総務産業建設常任委員会報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第84号の討論を行います。討論はありますか。

今村議員 議長、反対討論。

河合議長 反対討論。はい。討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 議長。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第84号令和元年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

安倍自公政権 7 年 8 か月の中で、格差と貧困が加速され、法治国家であるのに、法律を無視する税金や国家政治の私物化が横行し、先頃発足した菅政権も、安倍政権を継承すると言い、憲法擁護義務がある内閣総理大臣として不見識な発言が国民の不安を強めています。

豊郷町においても、町民に対して、法令遵守と情報公開、説明責任は、町長以下、町職員の一番重要な義務です。その観点で、豊郷町庁舎建て替え工事入札ならびに事業費、約 13 億円、この執行につきましても、町の説明では、令和元年度に約 5 億円、財政調整基金を繰り出し、また工事費のうち約 9 億円を、起債を起す 30 年払いだとかういった説明がありましたが、また歌詰橋工事の係る入札、また事業費に対しても、当初設計見積りの甘さから、事業費が大きく膨らむ、こういったことが今後予想される。こういったこの問題については、地方自治法、地方財政法、また予算決算及び会計令や補助金適正化法などの法令から見ると、無駄遣いの公共事業と言える内容です。

町民全体の財産である公金は、町執行部は、法令遵守の下、徹底した情報公開、説明責任が義務です。町政の私物化は許されません。

豊郷町は、県下 19 市町の中で、財政調整基金が多く、実質公債比率が一番低い。この令和元年度決算で 1.2 ですが、その前の年は 0.3 で、令和元年度が県下平均 5.何%ですから、低い実質公債比率の中で、伊藤町政は、昨年町長再選後、安倍政権の進める地方公共事業拡大路線に乗り、基金を取り崩し、起債を起す財政運営にかじを切り替えたと言えます。

しかし、今、町民が町政に求めていることは、暮らし第一の町政です。そのためには、町の借金を増やし、若者に後年度負担を押し付ける財政運営ではなく、格差と貧困に苦しむ若者、子育て世代、高齢者などへの住民サービスの向上であり、社会保障の充実こそが、住民福祉の充実を掲げる地方自治体の一番の仕事ではないでしょうか。

わが国は、人口減少社会となり、実質賃金も減り続け、若者の 2 人に 1 人が非正規雇用ということで結婚もできない、高齢者の年金は下がり、医療、介護の負担は増え続け、自己責任ばかりを強要する菅政権の下、豊郷町政が町民の暮らしを守るとりとしての町行財政運営が今こそ求められているのではないのでしょうか。

こういったことを、昨年決算を見て、この決算では、今、豊郷町の皆さんの願いに沿った決算内容ではないと判断し、また公共事業も身の丈に合った借金を増やさない、こういった町公共事業を見直していく。こういったことを求めて、今回の決算につきましては、反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、議第84号令和元年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

令和元年度は、目指す将来像を「一生青春」として「みんなで作るまち、安心なまち、元気なまち」の3つの基本理念として挙げる第5次総合計画がスタートした年であり、少子高齢化、環境問題、災害対策など、社会環境の変化に伴う課題に備え、住民の暮らしを守り、将来の豊郷町を担う子どもたちを育てるために、積極的な取組が求められると思います。

令和元年度決算では、委員会で審議を行いました。各課において様々な事業が行われております。以前からの課題であった役場庁舎の建て替えに向けた工事の開始や、ふるさと納税の取組、町内の道路安全性、便利性の向上に向けた整備、小中学校の給食費の無償化の継続、中学校におけるタブレット端末の活用に向けた無線デジタル画像の伝送システム整備など、安全性、便利性の向上に向けた事業や子育ての環境づくりの充実を図られており、財政運営については、財政力指数、経常一般財源化比率が前年度と比較して上昇しており、健全な運営に尽力されております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、現在、事業の実施の財源の確保に苦勞をされていると思いますが、今後もさらに町民が住みやすい豊郷町となるよう、各課で町民のサービス向上のために業務を行っていただくことを切に願ひまして、本案について賛成討論といたします。

河合議長 ほかに討論ありませんか。

北川議員 議長。

河合議長 北川議員。

北川議員 それでは、議第84号令和元年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

既に、予算決算常任委員会で認定されております。私は、十分この認定については常任委員会で質疑、また意見、十分、皆さんが委員会で意見を言っておって、それでおかつ決算について認定することについてを認定されております。よって、私、この認定については、何の疑問もないと思っておりますので、賛成討論に代えさせていただきます。

議員諸氏の皆さんの協力をよろしくお願いいたします。

河合議長 ほかに討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。  
次に、議第84号令和元年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定ついてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第84号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第84号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第85号の討論を行います。討論はありませんか。

討論の申出があります。

これより、まず本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第85号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての賛成討論を行います。

令和元年度の国民健康保険税については、県下の大半の市町が値上げをした中で、本町は引き下げることができたので、当初予算に賛成しました。

しかし、まだまだ国保加入者にとっては、高くて払えないという声が上がっています。子育て世代の均等割りの軽減の実施の検討を求め、今決算には賛成いたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第85号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第85号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第85号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第86号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第 8 6 号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第 8 6 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第 8 6 号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第 8 7 号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長。

河合議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。どっちですか。

今村議員 反対です。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第 8 7 号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

2000年に始まった介護保険制度は、3年ごとの見直しのたびに保険料が上がり続け、豊郷町は、当初2,814円の介護保険料が、現在6,480円と、2倍以上に引き上げられました。利用料も、発足時の全員1割負担から、所得に応じて2割、3割負担も導入されてきました。

そして、国は介護保険国庫負担金を減らす目的で、要支援1、2を介護保険サービスから締め出し、各自治体主体の総合事業枠に移行する改悪を実施し、さらに来年度からの第8期介護保険事業の制度を見直しでは、この総合事業対象を要支援から要介護全般に広げようとしています。

そこで、本決算を見ると、決算剰余金と決算年度末基金の合計が約3,000万円あります。これは明らかに介護保険料を取り過ぎた結果です。2年前の第7期介護保険料条例改正の時に、町は6,480円を提案いたしました。議員提案の修正案は5,800円で提案をして、採決では町案が可決されましたが、その結果、今回の決算状況を見れば町の介護保険料が高過ぎたと。5,800円でもやっていけることが明白になりました。全国の自治体の中では、高過ぎる介護保険料を引き下げる手だてとして、町一般財源を使うところもあります。

豊郷町の65歳以上の第1号被保険者の6割強が、住民税非課税の低所得者です。それなのに、県下19市町の中では、3番目に高い介護保険料を徴収し、



お金がなくて必要な介護保険サービスが受けられない状況をつくっています。これは、国・県言いなりで、豊郷町の高齢者の実態を直視しない保険者、豊郷町の高齢者福祉サービスの低さが現れた結果と言えます。

以上を指摘しまして、この決算認定は、豊郷町で高齢者が安心して介護サービスが受けられる状況ではないと判断し、反対といたします。

河合議長　ほかに反対討論ありませんか。

高橋議員　議長。

河合議長　高橋さん。

高橋議員　それでは、議第87号につきまして、反対討論を行います。

決算の審議の中で、施設入所待機者が、いまだこの決算の時点で39人もあるということが分かりました。本当に保険料だけがあって、サービスなしという、そういう事態解決のために、これまでも先進自治体の例を挙げて、一般会計からの繰入れや町独自の減免制度の充実などで、町民の負担軽減に取り組むべきであるとして提案してきました。私も、国・県言いなりの執行であったことを指摘しまして、反対といたします。

河合議長　次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員　議長。

河合議長　西澤博一議員。

西澤博一議員　議第87号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

介護保険制度が持続可能な制度となるよう、被保険者がそれぞれの保険料を負担し、お互いに支え合う相互扶助の精神の下、制度設計をされております。

その中で、所得階層を国基準の9段階から12段階により細かく設定され、現役並み所得者にご負担をお願いする中、低所得者層への保険料の段階的な軽減が既に実施されておりますが、令和元年度はさらに第1段階から第3段階まで軽減額が拡大され、低所得者の保険料軽減に要する費用は549万4,560円が一般会計から繰入れされており、低所得者に対して配慮なされたものと思っております。

また、第8期介護保険事業計画に向けて、令和元年度の決算において1,000万円強の基金を確保されています。

加えて、健康保険でも、病院に行かなくても保険料を払っていただく。当然行かない人が払うこととなっている、人を助けることになっています。当然、自分が行く時には、ほかの人にも助けてもらうという相互扶助の精神が日本の保険制度の根幹ではあるのではないかと私は思います。

その観点から、議第87号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の討論といたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第87号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第87号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第87号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第88号の討論を行います。討論はありませんか。

討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第88号令和元年度豊郷町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。

この後期高齢者医療保険制度そのものが、世界でも類のない高齢者差別制度であります。なぜ年齢で区切りをつけるのか。廃止すべき制度です。2008年の導入以来、2年ごとに保険料の値上げが行われ、1人当たり平均保険料は第1期で4,614円だったものが、今期第7期においては6,136円と11年間で1,522円も値上がりしました。高齢者が増え、医療費がかさむと、直接保険料が跳ね上がる仕組みとなっています。

さらに、広域連合で取り組まれているために、保険者の実態が見えにくく、保険者の声が反映されにくいのも問題です。安倍政権の下、長生きを喜ばせず、できるだけ医療にかかせない。保険点数レセプト件数を低く抑えて病院から早く追い出す、ベッド数を減らす。このような医療行為を押し付ける国・県言いなりの内容で行われた決算であることを指摘して、反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第88号令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決

算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第 88 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第 88 号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第 89 号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第 89 号令和元年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第 89 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第 89 号は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 15 号、請願第 2 号豊郷町の全家庭、並びに教育施設などに安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願を議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

村岸総務産業建設常任委員会委員長。

村岸総務産業

建設常任委員長 議長。

河合議長 村岸委員長。

村岸総務産業

建設常任委員長 総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る 9 月 7 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第 2 号豊郷町の全家庭、並びに教育施設などに安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願について、去る 9 月 15 日、委員 6 名の出席の下、慎重に審議を行いました。審議では、近隣市町の状況や安定ヨウ素剤の備蓄保管等について、必要とする予算規模についてなどが質疑されました。質疑終了後、賛成討論の申出があり、採決の結果、全員賛成で採決することと決しました。

以上、総務産業建設常委員会報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより総務産業建設常任委員会委員長の報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより請願第2号の討論を行います。討論はありませんか。

討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

日比野議員 反対討論。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 マスクを取らせていただきます。

安定ヨウ素剤配布の請願に対して、反対討論を述べます。

まず、ヨウ素剤でございますけれども、これはヨウ化カリウムといいまして、医療用医薬品で、医師の処方が必要なければ使えません。また、劇薬指定されております。このため、ヨウ化カリウム丸、基本的なところで丸というのは錠剤になります。もう錠剤にすれば、規制の劇薬から除外されたものですが、元はヨウ化カリウムです。この含量は120ミリグラムの錠剤で、ヨウ化カリウムはその中に50ミリグラム混入されております。

それと、副作用及び使用量、使用時期等、ヨウ素についての知識とか使用方法の周知徹底が不十分な状況での配布は問題があるということで、反対を述べます。

まず、使用量、使用法でございますけれども、40歳以上の人は基本的には必要なし。妊婦は除くということです。近年は、希望があれば40歳でも配布してもいいということが何か認められておるらしいです。

次ですけれども、幼児とか子どもについては、ヨウ素剤の量が制限があり、規制の必要がございます。また、飲む時期にも制限があります。基本的には、いつ豊郷町に飛んでくるかで、情報伝達が不十分、モニタリングが必要で、本町ではないと。だから、飲む指示が出せない。指示というのは、原子力規制庁と行政とが調整して行うものでございます。

それと、請願の中にありましたように、24時間前に飲めば90%、24時間後に飲むと7%、これはそのとおりでございますけれども、被爆後、24時間経過して飲むのは危険でございます。飲んでも被爆しなければ危険です。そして、この効能というのは、大体24時間です。2回目以降につきましては、原子力規制庁と行政との指示によって、2回目、3回目が決められて指示が出されます。こういう状況になっております。

それと、副作用でございますけれども、健康な人は当然問題がないと思いますけれども、特にヨウ素性アレルギーのある人、甲状腺に異常のある人、腎臓病のある人、造影剤過敏症の人、そして専門用語ですけれども、血管症とか皮膚炎のある方というような方、これ等々ありますけれども、こういう方は厳禁でございます。また、使用量につきましても、0から1か月は16.3ミリグラム、1か月から3歳が32.5ミリグラム、3歳から13歳が50ミリグラム、13歳から40歳が100ミリグラム、40歳以上の妊婦につきましても100ミリグラムというように規定が決められております。

また、配布に当たっては、日時、名前、年齢、量を把握して配布すること。毎年見直して最新版管理をすること。これは原子力規制庁の指示でございます。

それと、請願書の中にありました三春町の件、例に出しましたので、ちょっと述べさせていただきます。

当時、東日本大震災の時に、福島県は被爆避難すればOKということで、県と国としては配布はしませんでした。しかし、自主的に配布したのが三春町を含む4町です。その中で実績が残っているのが三春町のみです。その実績の中で、ゼロから9歳までを追跡した結果、63%の人は飲みましたけれども、約4割の人が飲んでいない。どうしてかということ、まずこれ劇薬ですから、危険だからというのが約50%、避難したからが10%、国の指示でないが10%です。こういうような状況です。

それと、ちなみに福島県の甲状腺がんにつきましては、現在までに約30万人調査しております。結果的に、現在言えることは、原発によるものか、自然によるものかというのは判断がつかめないと。今後も調査して推理するというのが、福島県及び福島の大学の見解でございます。

最後でございますけれども、以上の状況から、職員とか町民への周知徹底、モニタリングの未実施、ヨウ素剤についてのマニュアルの未整備の状況での配布は、危険と混乱を招き、反対とします。豊郷町は、原発より60キロです。飲むよりも曝露回避が第一と思います。

言い忘れましたがけれども、三春町は郡山の隣で、原発から50キロでございます。ここは当時、避難者の受入場所と指定されていた所でございます。ないのは当然と思います。

そういうことより、周知徹底と、それからモニタリングの未実施、ヨウ素剤のマニュアル未達成の状態での配布は、危険と混乱を招き、反対とすると。豊郷町は原発より60キロです。先ほど言いましたけれども。

最後でございますけれども、議員職におかれましては、これ総務産業建設常任

委員会で可決されたと思いますけれども、本反対討論の中の事項と請願書を十二分に確認、認識され、適切な判断を請います。この請願に対して、真に反対とします。

以上でございます。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、請願第2号豊郷町の全家庭、並びに教育施設などに安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願に対する賛成討論を行います。

請願書の中でも触れられていますが、安定ヨウ素剤を事前に配布した福島県の三春町では、福島原発事故の後、甲状腺がんの発症がほとんどなかったと報告されています。これが実例です。仮に、福井原発で事故が起きた時には、私たちの町には4、5時間で放射性物質が飛んできます。あってはならないことですが、昨今、福井県地方で地震が頻発している、そのことを踏まえたと、不安がよぎり、万が一の備えをしておくことは大事ではないでしょうか。

町民の命と健康を守るために、議員の皆さんのご賛同をお願いしまして、賛成討論といたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

請願第2号豊郷町の全家庭、並びに教育施設などに安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願を採決いたします。本案に対する委員長の報告は採択であります。

請願第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって請願第2号は採択することに決定されました。

なお、請願第2号豊郷町の全家庭、並びに教育施設などに安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願は、豊郷町議会として、豊郷町長へ送付いたします。

ここで暫時といたします。再開は10時です。

(午前9時53分 休憩)

(午前9時59分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

日程第16、議第90号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、追加議案の説明の前に、議員の皆さん方には、去る9月7日の開会の本会議におきまして提案させていただきました、令和元年度各会計決算審査ならびに令和2年度補正予算各会計と、慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございます。また、先ほどは、全議案認定ならびに承認いただきましたことを、心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、議第90号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

豊郷町監査委員のうち、識見を有する者のうちから選任された監査委員が一身上の都合により退任されたことにより、新たに識見を有する者として、豊郷町大字沢41番地、谷川則彦さんを監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期については、地方自治法第197条に基づき、選任の日から4年間です。

ご同意の程、よろしく願い申し上げまして、提案説明といたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより議第90号の討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第90号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第90号は同意することに決定されました。

日程17、議第91号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第91号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)について、ご説明申

上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ490万円を追加し、歳入歳出予算総額を60億1,048万円とするものでございます。

歳入では、県支出金315万6,000円、繰入金174万4,000円を追加するものであり、次に歳出では、衛生費490万円を追加するものでございます。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款15県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金315万6,000円を増額。款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金174万4,000円を増額するものであります。

次に、歳出では6ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費では、インフルエンザ予防接種助成金として490万円を増額するものでございます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第91号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）につきまして、質疑をさせていただきます。

ページとしましては、6ページです。歳出、予防費の中で、委託料と負補交におきまして、インフルエンザの予防接種等の予算計上となっておりますけれども、これの具体的な内容を教えてください。子どもならば、何歳から何歳とか、何人が対象だとか、妊婦さんが入っているのかどうか、65歳以上に対してはどういう形での助成になるのか、何人分かなどをお知らせください。

そして、まだ決まっていませんけれども、これが通りましたら、いつから受けられることになるのかを教えてください。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。

予算書議第91号の6ページで、13と19の内容についてということですが、まず13につきましては、高齢者の方の、昨年度まで自己負担1,000円を頂いておりましたけれども、今年度につきましては自己負担1,000円を全額無料で受けられるような形をさせてもらおうということで、当初につきましては、対象者2,000人で75%を見込んでおまして、それで1,500人分で1,000円ということでしたけれども、今回無料化というこ



とで接種率が5%引き上がるであろうという見込みを立てまして、その分で、もともと3,730円は公費の負担方をさせていただいておりますので、その100人分として37万3,000円、自己負担の軽減として1,600人分を見込んでおりますので、1,000円掛ける1,600人で160万円の合計197万3,000円の予算を計上しております。

19につきましては、対象者につきましては、妊婦の方、あと子どもさんで接種日時点において満6か月以上から中学校3年生年齢ですので15歳ということになります。13歳未満の方については、接種が2回ということになりますので、13歳以上については接種1回というふうに見込んでおります。

概ね接種率、滋賀県そのもので今まで任意の予防接種ですので、接種率の方の見込みが立てられませんので、ちょっと古いデータで10年程前になるんですけども、大体子どもさんの接種率が50%から60%ぐらいということですので、接種率を70%で見込んでおります。1回13歳以上で、中学校3年生までの方の対象は189名、これの接種率が70%として、133人を見込んでおります。接種の費用につきましては、1回2,000円の助成を行う予定をしております。2回接種の対象の方については、921名おられますので、921名の接種率70%で645名分を見込んでおります。

妊婦につきましては、現時点で対象者が21名ということですので、こちらにつきましては、ドクターの指示の下に接種されますので、ちょっと接種率が読めないんですけども、基本的には7割、子どもの分で7割ということですので、そちらも7割を採用させていただいて15人分を見込んでおります。妊婦につきましては、全額助成をさせていただきますので、全額分ということで4,000円、大体平均で4,000円ぐらいになりますので、4,000円ぐらいを見込んでおります。

接種の開始につきましては、明後日になりますけれども、10月1日からというふうになっておりますけれども、一応国の方で優先接種で65歳以上の方を優先的に打ってくださいねというのがありますので、一応1日からは65歳以上の方を優先的に打っていただければというふうな広報をさせていただく予定をしております。あとそれ以降の子どもさんとか一般の方については10月26日からできたら打ってくださいという案内の方はさせていただきます。ただ、医療機関によって、かなりワクチンの確保が厳しいというご指摘の方をいただいておりますので、どうなるか分かりませんが、一応基本的には10月1日から開始の方はできるということですので、よろしく申し上げます。

以上です。

河合議長 再質疑ですか。

高橋議員 議長。

河合議長 はい、どうぞ。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

私は、一般質問で、子どもたち、18歳の医療費無料化をやっている町として、18歳ということも提案させていただいたんですけれども、先ほどの質疑で分かったのは、15歳までということになりました。18歳とならなかった理由を教えてください。

河合議長 医療保険課長。

医療保険課長 高橋議員の再質疑の方にお答えします。

18歳にならなかった理由ですけれども、そもそもワクチンがかなり厳しいというのは医療機関の方からご指摘の方をいただいておりますので、というのと、あとは緊急事態宣言で授業日数の方が減りましたので、義務教育期間の子どもさんの授業日数の確保をできればしたいということで15歳というふうにさせていただきました。18歳までというご意見の方もあるかとは思いますが、一応枠まで広げましてもワクチンが足りないというので接種ができないので接種ができないのではあまり意味がありませんので、確実に打っていただきたい、義務教育の期間の子どもさんの授業日数の確保を前提として15歳というふうに切らせていただきましたので、ご理解方をよろしく申し上げます。  
以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑がありますか。

高橋議員 ありません。

河合議長 他に質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第91号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第91号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第91号は原案どおり可決されました。

日程第18、意見書第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政

の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案を議題といたします。

西澤博一議員、提案の説明を求めます。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤議員。

西澤博一議員 それでは、意見書第3号について提案いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対して地方税財源の確保を求める意見書案でございます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済に大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など、一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも追われ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国において、令和3年度地方財政対策及び地方税改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能を適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目について、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性の厳格な判断をすること。

5、とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当

大臣。

以上です。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 議長。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、質疑を行います。

この明記されている1番と、それから3番、5番について、より具体的に説明をいただきたいと思います。

1番は、地方の安定的財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源の確保をすることと。これまでもずっと豊郷町も臨財債を毎年借り上げて、それに対する元利償還的な交付税措置もありましたが、この臨財債を発行額の縮減にしていくために、また償還財源を確保するということは、具体的にはどういう形でこれをやっていくのか。今、新政権の中の財政再生担当大臣などもわが国のコロナ禍の影響下で、その前のGDPに戻るまでに2年はかかるとかいうようなことを言って、国の税収もかなり落ち込むとか、いろんなことを言っていますよね。こういった中で、地方も非常にその影響を多々受けるんですけれども、このことを確保していくためには、具体的にどういうことをしてほしいということなんでしょうか。

そして、3番目の令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予定されていることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含む弾力的な対応をすること、これも減収補填債というのはこれまでもありましたが、この地方消費税を含め、弾力的な対応することということも、どういうふうにやってほしいということなのか、ちょっと具体的に中身の説明をお願いいたします。

そして、5番目の、とりわけ本当に関係のある固定資産税。今回、緊急経済対策として特例措置が講じられて、それはそれとしてやっぱり緊急対策で国がいち早くやりましたが、これによってうちの町で、コロナ禍に対する固定資産税の緊急減免対策等でどのくらいの影響が出ているのか。また、本来国庫補助金などでそれを補填して対応すべきだと、地方創生交付金などもその中身になると思いますけれども、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了することというのは、期限の到来というのは、いつを指しているのか。ちょっとその辺、やっぱり文章だけではイメージがつかめないなので、ちょっと具体的にその点を

説明していただけますか。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、今村さんの1番、3番、4番、5番ですか。お答えしたいと思いません。

今、いろんなことを言っていて、これは国で関わることではっきりしたことは言えませんが、私の調べたところでは、まず1番目ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税収の大幅な減収する恐れがあるなど、例年に増して地方財政は厳しい状況であるのは分かっております。

このような状況の中において、地方団体感染症拡大の対応と地域経済の活性化の両立、防災、減災、国土強靱化等の重要課題に対応していく必要があるのではないかと考えております。

また、令和3年度の地方財政については地方団体がこのような重要課題の取り組み、行政サービスの安定的な供給ができるよう、新経済再生計画に沿って地方交付税などの一般財源を確保するよう聞いております。

次、3番目ですけれど、③ですけれど、年度途中の地方税の減収については、現行制度上、税制の変動が大きい法人関係等について、翌年度以降、3年間の地方交付税の精算を行うことや、当該年度に減債補填債の発行が可能となっているが、その他の税等についても影響を生じることが予想される。このため、まずは地方団体の当面の資金繰りを支援して、地方債を発行できるよう手続を弾力化することや、特例債や減収補填債の市町村分について、最も金利が低い公的資金を確保することです。今後、地方税の状況の把握に努め、地方団体の財政運営の影響を踏まえながら、減収補填債の対象税目について検討してまいりたいということでもあります。

5番目ですけれど、今回の地方税法の改正において、厳しい経営環境にある中小企業者に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産税及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、特別措置を講じることとなった。

2、特例措置は、今後新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況になることを踏まえ、前例のない措置を講じるものです。また、固定資産税は、地方の行政サービスを支える基幹税であり、安定確保に重要なことを踏まえ、適切に対応してまいりたい。これは、国の方で一応どういような意図であるのかということをお聞きしまして、自治法の税務局国定市税資産税課で問い合わせた時に、このような回答をいただきました。

以上でございます。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 議長。

河合議長 はい、今村さん。

今村議員 特に、ちょっと1番は臨財債のことは、うちは繰上償還が多いんですが、発行の償還財源をちゃんと確保してくれというのは当然のことなんですが、3番目のこの減収補填債の地方消費税を含む弾力的な対応ということ。これまでの国の政策に対して減収補填債がいろいろありましたけれども、消費税も非常に減収になるのは、もう明らかになっていますから、みんな。これは、豊郷町だったら、この市町債を、町債を起こした時にできるだけ低い税率でということに対しても補償していく、国が、あと交付税措置もすると。補填債で全部裏打ちをします。それは、市町債というので、ここ近辺の町内のそういう縁故債でいくという方向で、これは求めているんですか。そうですか。

それと、固定資産税の方は、5番目の、私は最後の今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了することということですが、これから第3波がやってきて、来年も影響は少なからずあると思うんですが、来年度においてもね。今回限りの措置として、あとやっていくというのも、ちょっと厳しいんじゃないかなと思うんですが、やはり町内の中小企業の皆さん、個人事業主の皆さんのやっぱり営業を守っていくという立場で、この施策について今回限りの措置で期限の到来というのは、具体的にいうと、どこ辺を言うてるのかとさっきお聞きしたんです。これが今年度、来年度末までなのか、どういう形なのか、その辺だけをちょっと説明、聞いておられると思うので、やっぱり、私は来年度まで必要だと思うんですけどね。今回限りではちょっと足りないと思う。倒れていくところが多いんじゃないかと心配しているんですが、どんな話合いの状況ですか。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤議員。

西澤博一議員 いろんなことを聞いていただきましたけれども、しかしこのものについては、県の方から来たもので、県がどういう趣旨でこういうことを書いたか問い合わせしたら、全く分からないということでした。しかし、私ながらにこうやって今調べたらこういう形です。

しかしながら、今、今村さんの言われるように、今年度において、また来年度において地方消費税、いろんな形で税は減ってくる可能性は多いかと思えます。また、国からの普通交付金、地方税、地方交付金等についても、恐らくいろんな形で、どういう形になるか分かりませんが、なかなか厳しい状況になるのは間違いないのですけれども、固定資産税については、うちの重要な基幹財源で

ありますので、この2点については触れることはできないと思います。以上です。

あと、また今先ほど説明しましたようなとおりでございますので、よろしくお願ひします。

河合議長 再々質疑ありますか。

今村議員 ありません。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより意見書第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案を採決いたします。

賛成の諸君は起立をお願いします。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、意見書第3号は原案どおり可決されました。

なお、意見書第3号は、豊郷町議会として関係機関へ送付いたします。

日程第19、委員会の閉会中の継続調査申出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は予算決算、委員会研修について、議会広報常任委員会は広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。

それでは本日の会議を閉じます。

これにて令和2年9月第3回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時29分 閉会)